

ID: 1979

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	妊婦給付認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第10条の10		
法令番号	平成24年法律第65号		
【根拠条文】 (妊婦給付認定の取消し) 第10条の10 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者(以下「妊婦給付認定者」という。)が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるとき その他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日